

（案の1）

事務連絡
令和7年 月 日

（一社）日本自動車整備振興会連合会 あて
日本自動車車体整備協同組合連合会 あて
（一社）日本自動車工業会 あて
日本自動車輸入組合 あて

単名各通

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課 整備事業班長

指定工場におけるOBD検査の判定フローについて（周知依頼）

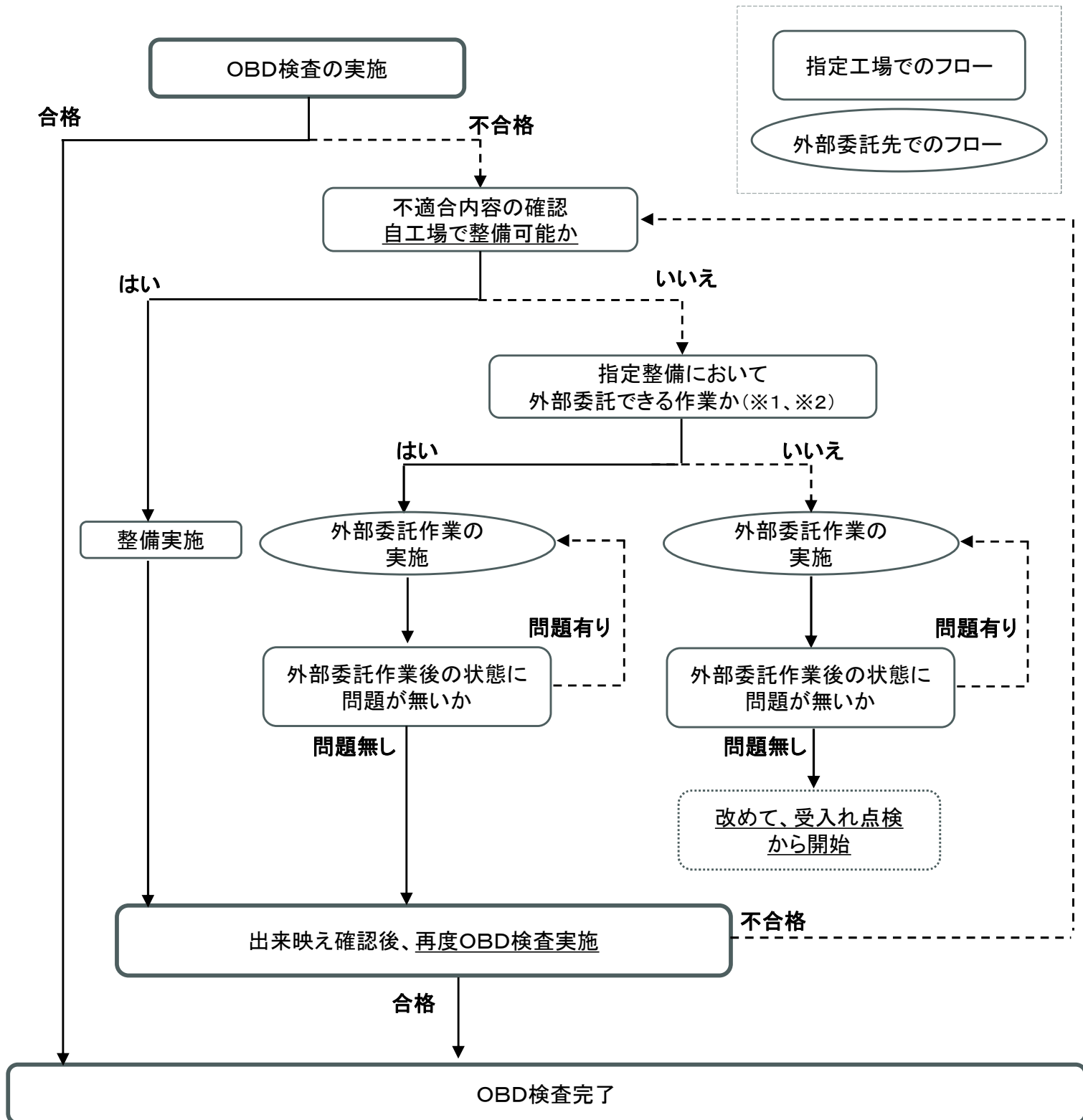
標記について、令和6年10月より自動車の検査に導入された電子装置の検査（OBD検査）については、その適確な運用のため、指定工場において検査を実施する場合にあっては、適切なフローに則った取扱いを行うことが重要です。

については、指定工場におけるOBD検査の判定フローを別添のとおり整理しましたので、傘下会員に対し周知をお願いします。なお、当該フローは、国土交通省ホームページ（※）へも掲載する予定です。

※OBD検査を実施するにあたって（整備事業者向け）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD_company.html

指定工場におけるOBD検査の判定フロー



※1 指定整備において、外部委託できる作業は以下の通り

- ・機械加工 ・鍛冶 ・メッキ ・溶接 ・タイヤの修理 ・車枠及び車体の修理
- ・電気装置の修理 ・計器の修理 ・自動変速装置その他特殊な部品の修理
- ・電子制御装置整備の構内外注又は一部外注

※2 「スピードメータ検査実施後にABSのテルテールが点灯、その後テルテールは消灯しても特定DTCが残る現象」について、当該特定DTCを消去する作業は、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能

（案の2）

事 務 連 絡
令和7年5月 日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 あて

整備・保安課長 あて

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 あて

物流・自動車局

自動車整備課 整備事業班長

指定工場におけるOBD検査の判定フローについて

標記について、別紙のとおり（一社）日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、（一社）日本自動車工業会、日本自動車輸入組合あてそれぞれ通知したので、業務の参考とされますようお願いいたします。

（別紙は案の1）